

令和4年度山梨県災害派遣福祉チーム（山梨DWA T）チーム員の募集について

山梨県災害福祉支援ネットワーク会議において、災害時における高齢者や障害者など要配慮者の二次被害を防ぐため、災害時の福祉支援体制の構築を進めています。

そこで、福祉の専門職で構成される「山梨県災害派遣福祉チーム（山梨DWAT）」のチーム員を募集していますので、皆様の御理解・御協力をよろしくお願いします。

○チーム員の応募要件

資格	社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、保育士、介護支援専門員、ホームヘルパー
職種	相談支援専門員、介護職員、生活相談員、生活支援員、保育士、保育教諭、地域包括支援センター職員 等
その他	特に山梨県知事が必要と認めた者

※上記やそれに類する対人援助の資格を保有又は職種に就いており、当該実務経験がおおむね3年以上の者が対象

チーム員は、災害発生時に災害福祉支援チーム（DWA T）の一員として活動が見込まれることから、福祉施設等の職員にあっては当該施設における事業継続の取組を考慮し、所属法人もしくは団体の代表者がチーム員を山梨県災害福祉支援ネットワーク会議（事務局：山梨県社会福祉協議会）に届け出てください。

なお、派遣にあたっては、災害発生時に各チーム員に打診のうえ、チームの編成や派遣スケジュールを決定する予定です。

○届出の方法

① 福祉関係法人・施設等に所属する職員の方については、様式第1－2号及び様式第2－1号により自身の所属する法人・施設等から、当該法人・施設が所属する福祉施設関係団体へ届け出てください。

② 上記①に該当しない方で、本ネットワーク会議構成団体のうち福祉関係職能団体に所属する者は、様式第2－2号により、所属する福祉関係職能団体へ届け出てください。

※福祉施設関係団体及び、福祉関係職能団体は、次ページの山梨県災害福祉支援ネットワーク会議構成団体一覧をご確認下さい。

○チーム員の身分について

(1) 福祉施設等の職員

所属する福祉施設等の職員として山梨DWA Tの活動に参加します。

(2) 福祉施設等の職員でない者

個人として山梨DWA Tの活動に参加します。

○山梨DWAT 活動への補償

① 福祉施設等の職員

- ・ 山梨県災害福祉支援ネットワーク会議が加入する保険
- ・ その他所属する福祉施設等の労災保険制度

② 福祉施設等の職員でない者

- ・ 山梨県災害福祉支援ネットワーク会議が加入する保険

○費用負担について

災害救助法に規定する災害救助費の支弁対象となった費用を支給します。

【参考：過去、他県DWATの活動において、災害救助費の支弁対象となったもの】
人件費、宿泊費、旅費、印刷費、消耗品費、車両の使用に係る燃料代、車両借り上げ料

○ チーム員の登録にあたっては、登録時研修を受講していただく必要があります。

第1回目の登録時研修は令和5年3月24日（金）に開催する予定です。詳細については別紙「令和4年度 山梨 DWAT 登録時研修開催要項」をご確認いただき、期日までに受講申込をいただきますよう、お願いします。

なお、第1回目の登録時研修を受講できない場合は届出のみ行っていただき、次回以降の登録時研修の受講をお願いします。

○届出期限

令和5年3月3日（金）

○届出先・問い合わせ先

一般社団法人山梨県介護支援専門員協会 事務局
〒400-0047

山梨県甲府市徳行 5-13-5 山梨県医師会館 1 階
電話番号：055-222-1661 FAX 番号：055-222-1671

メールアドレス：yamanashi-cma@hop.ocn.ne.jp

担当：生野、葉袋

＜＜ 山梨県災害福祉支援ネットワーク会議構成団体一覧 ＞＞

福祉施設関係団体	山梨県社会福祉法人経営者協議会、
	山梨県知的障害者支援協会
	山梨県身体障害者施設協議会
	山梨県精神障がい者地域生活支援ネットワーク
	山梨県老人福祉施設協議会
	山梨県老人保健施設協議会
	児童養護施設部会
	山梨県保育協議会
	日本保育園協会山梨県支部
福祉関係職能団体	一般社団法人山梨県社会福祉士会
	一般社団法人山梨県介護福祉士会
	一般社団法人山梨県介護支援専門員協会
	山梨県精神保健福祉士会
その他団体	社会福祉法人山梨県社会福祉協議会
	山梨県